

<令和6年4月1日～>

中央区商工業融資繰上償還等報告書(月分)

(あて先)

年 月 日

中央区長

金融機関名

担当者氏名

連絡先電話番号

※ 報告は、当該事由の発生後10日以内をお願いします。

事項	幹旋番号	所在地	当初貸付金額	完済等金額	備考
	事業所名	所在地(移転後)	貸付年月日	完済(移転)年月日	
<input type="checkbox"/> 繰上償還 <input type="checkbox"/> 代位弁済 <input type="checkbox"/> 区外移転			万円 .	万円 .	
<input type="checkbox"/> 繰上償還 <input type="checkbox"/> 代位弁済 <input type="checkbox"/> 区外移転			万円 .	万円 .	
<input type="checkbox"/> 繰上償還 <input type="checkbox"/> 代位弁済 <input type="checkbox"/> 区外移転			万円 .	万円 .	
<input type="checkbox"/> 繰上償還 <input type="checkbox"/> 代位弁済 <input type="checkbox"/> 区外移転			万円 .	万円 .	
<input type="checkbox"/> 繰上償還 <input type="checkbox"/> 代位弁済 <input type="checkbox"/> 区外移転			万円 .	万円 .	
<input type="checkbox"/> 繰上償還 <input type="checkbox"/> 代位弁済 <input type="checkbox"/> 区外移転			万円 .	万円 .	

- ※ 該当項目の□欄に✓を入れてください。
- ※ 区外移転は「法人登記地」または「事業所、事務所の住所」が中央区外に移転することです。
- ※ あつ旋番号の上3桁が“504・505・506”のものは、区外移転日付けで利子補給を終了します。
- ※ 区外移転の場合は登記簿謄本の写しを添付してください。
- ※ 移転日は「異動があった日」です。金融機関に「報告があった日」ではありません。
- ※ 該当がない場合にも、翌月10日までにその旨を報告してください。

送付・問合せ先 中央区区民部商工観光課相談融資担当
〒104-8404 中央区築地1-1-1 中央区役所7階
TEL (3546)5330 FAX (3546)2097